

知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に貢献する住宅を増加させることにより本市のゼロカーボンシティ化に寄与するため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「対象設備」という。）を導入する市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象設備)

第2条 補助金の交付の対象設備は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 住宅用太陽光発電施設

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもので、次のアからカまでに掲げる要件をすべて満たすものをいう。

ア 未使用品であること。

イ リース品でないこと。

ウ 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定されたものであること。

エ 太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が、10キロワット未満のものであること。

オ 施工については建築物、電気設備及びガス設備に関する関係法令に準拠していること。

カ 次号及び第3号又は次号及び第4号に掲げる対象設備を同時に設置するものであること。

(2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図ると

ともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するものであって、前号アからウまで及びオの要件をすべて満たすものをいう。

(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるものであって、第1号アからウまで及びオの要件をすべて満たすものをいう。

(4) 電気自動車等充給電設備

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものであって、第1号アからウまで及びオの要件をすべて満たすものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。ただし、延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供するものかつ集合住宅でないものに限る。）に対象設備を設置する者

イ 市内に住所を有し、又は住所を有する見込みの者のうち、自ら居住するために市内に対象設備付き住宅を新築し、又は取得するもの

ウ 市内において第三者が所有する住宅に居住する者で、当該住宅に対象設備を新たに設置することについて所有者の承諾を受けているもの

(2) 実績報告の時に対象設備を設置した住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民として記録されている者

(3) 市税等を滞納していない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象設備に係る設置工事に着工する前、又は対象設備付き住宅の引渡しを受ける前に、知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 対象設備設置概要書

(2) 工事着工前の現況写真（対象設備付き住宅を購入する者（以下「購入者」という。）の場合を除く。）

(3) 経費の内訳が明記されている対象設備の工事請負契約書（工事請負契約書がない場合は、見積書とする。）の写し（購入者の場合を除く。）

(4) 経費の内訳が明記されている建売住宅の売買契約書の写し（購入者に限る。）

(5) 対象設備の設置場所が分かる図面

(6) 住宅用太陽光発電施設を同時に設置する場合は、太陽電池モジュールの割付図

(7) 市税等納税状況証明書（第2号様式）

(8) 住宅を借りている申請者にあつては、賃貸人の承諾書

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象設備ごとに1世帯について1基とする。

3 交付申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。

(交付決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたとき

は、速やかに知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金交付決定通知書（第3号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、不交付の決定をしたときは、理由を付して知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第2項に規定する交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止する場合は、知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金（変更交付・中止）承認申請書（第5号様式）に対象設備設置変更概要書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、計画の変更又は中止を承認したときは、速やかに知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金（変更交付・中止）決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、対象設備の設置又は対象設備付き住宅の購入を完了した日から起算して60日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 対象設備の設置又は対象設備付き住宅の購入を完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

- (1) 電気事業者との契約に係る系統連系・受給開始の通知を受けた日
- (2) 対象設備に係る支払いが完了した日
- (3) 対象設備の保証書に記載される保証の開始日
- (4) 住所を定めた日

- 3 市長は、交付決定者が第1項に規定する日までに実績報告書を提出しなかったときは、当該交付の申請を取り下げたものとみなし、その旨を交付決定者に通知

するものとする。

(額の確定等)

第9条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

2 市長は、実績報告書の内容が不相当と認めたときは、期限を定めて改善するよう指示することができる。

3 前項の規定による指示に従わない場合は、知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金不交付通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(交付)

第10条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により発電量等の維持に努めなければならない。

2 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

3 交付決定者は、前項に定める期間内において、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 交付決定者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金処分承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他災害によりやむを得ず当該対象設備を処分するときは、この限りでない。

5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、処分の承認をし、その承認に条件を付したときには、知多市住宅用ゼロカーボンシティ推進設備導入促進補助金処分承認通知書（第12号様式）により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは補助金の返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付けた条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽事項の記載又は補助金の受給に関する不正の行為があったとき。

(3) 前条の規定により対象設備を処分したとき。

2 前項の規定により補助金を返還する場合の額は、当該補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（協力）

第13条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて設備に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた者は、やむを得ない場合を除き協力するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に交付の決定を受けた補助金に係る第12条及び第13条まで

の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

対象設備の種類	補助金の額
住宅用太陽光発電施設	補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額。以下同じ。）とし、40,000円を限度とする。
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	補助対象経費の額とし、10,000円を限度とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の額とし、100,000円を限度とする。
電気自動車等充給電設備	補助対象経費の額とし、50,000円を限度とする。

別表第2（第8条関係）

対象設備	必要な書類
住宅用太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象設備の設置に係る領収書の写し (2) 対象設備の設置に係る領収金額内訳書 (3) 対象設備の設置場所及び全体の設置状況が確認できる写真 (4) 太陽電池モジュールの型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表 (5) 電気事業者が発行する系統連系日を証する書類の写し (6) 対象設備の工事請負契約書を提出していない者あつては、当該書類の写し (7) その他、市長が必要と認める書類
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象設備の設置に係る領収書の写し (2) 対象設備の設置に係る領収金額内訳書 (3) 対象設備の保証書（製造者、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものに限る。）の写し (4) 対象設備の設置後の現況を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるものに限る。） (5) 対象設備の工事請負契約書を提出していない者あつては、当該書類の写し (6) その他、市長が必要と認める書類

<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>(1) 対象設備の設置に係る領収書の写し</p> <p>(2) 対象設備の設置に係る領収金額内訳書</p> <p>(3) 対象設備の保証書（製造者、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものに限る。）の写し</p> <p>(4) 対象設備の設置後の現況を示す写真（設置状況、設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるものに限る。）</p> <p>(5) 対象設備の工事請負契約書を提出していない者にあつては、当該書類の写し</p> <p>(6) その他、市長が必要と認める書類</p>
<p>電気自動車等充給電設備</p>	<p>(1) 対象設備の設置に係る領収書の写し</p> <p>(2) 対象設備の設置に係る領収金額内訳書</p> <p>(3) 対象設備の保証書（製造者、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものに限る。）の写し</p> <p>(4) 対象設備の設置後の現況を示す写真（設置状況、設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるものに限る。）</p> <p>(5) 対象設備の工事請負契約書を提出していない者にあつては、当該書類の写し</p> <p>(6) その他、市長が必要と認める書類</p>